

# 塩竈市地域防災計画改訂方針について

## 1 塩竈市における防災に関する課題

青色：宮城県地域防災計画R3.2以降の改正・改定内容

### ① 各種法令の改正等を踏まえた見直し

頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害対策基本法をはじめ、多くの法令・ガイドラインや宮城県地域防災計画等が改正されています。

#### (1) 法律・ガイドラインの改正

法律名	公布・施行日	地域防災計画に関わる改正の内容
災害対策基本法	H26.11.21公布・施行	■ 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策に関する緊急時の応急対策措置 等
	H28.5.20公布・施行	■ 港湾・漁港管理者による災害時における放置車両の移動等の措置
	H30.6.27公布・施行	■ 被災都道府県からの応援の求めを受けた都道府県による区域内市町村に対する被災市町村への応援要請
	R3.5.10公布・R3.5.20施行	■ 避難勧告・避難指示の一本化 ■ 個別避難計画の作成 ■ 広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置 等
水防法	H27.5.20公布・H27.7.19施行	■ 洪水に係る浸水想定区域について、想定し得る最大規模の洪水に係る区域への拡充及び公表 等
	H29.5.19公布・H29.6.19施行	■ 洪水からの「逃げ遅れゼロ」実現のため、多様な関係者の連携体制の構築を目的とする「大規模氾濫減災協議会」や「市町村長による水害リスク情報の周知制度」の創設 ■ 社会経済被害の最小化のため、水防活動を行う民間事業者への緊急通行等の権限付与 等
津波対策の推進に関する法律	H29.3.31公布・施行	■ 「津波防災の日」が「世界津波の日」とされたことも踏まえ、国際協力の推進に資するよう配慮する旨の規定の追加
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）	H26.11.19公布・H27.1.18施行	■ 土砂災害警戒区域の指定があった場合の市町村地域防災計画への記載事項の追加等の措置
	H29.6.19改正	■ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等による避難確保計画の作成・避難訓練の実施の義務化
特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（流域治水関連法）	R3.5.10公布・R3.7.15又は公布から6ヶ月以内で政令で定める日の施行	■ 降雨量の増大等に対応し、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組みの整備（下記法律において市町村地域防災計画に関連する内容が改正された。） 〔河川法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、下水道法、都市緑地法、都市計画法、建築基準法、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律〕
土砂災害防止対策基本指針	R3.8.31告示	■ 要配慮者利用施設の利用者に係る避難確保措置の見直し
地区防災計画ガイドライン	H26.3作成（内閣府）	■ 地区防災計画を作成するための手順や方法、計画提案の手続等
土砂災害警戒避難ガイドライン	H27.4改定（国土交通省）	■ 土砂災害の危険性の周知等に関する土砂災害への的確な警戒避難
避難情報に関するガイドライン	R3.5改定（内閣府）	■ R3.5の災害対策基本法改正による「避難指示の一本化」等の避難情報改善を踏まえた見直し
宮城県津波対策ガイドライン	R3.6改定（宮城県）	■ R3.5の災害対策基本法改正による「避難指示の一本化」等の避難情報改善を踏まえた見直し
原子力災害対策指針	R3.7.21	■ 緊急事態における判断基準の見直し ■ 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域について、記載内容の変更 等

#### (2) 上位計画の更新・策定

計画名	策定・更新日	策定・更新概要
宮城県地域防災計画	R3.2更新	■ 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえた修正 ■ 令和元年東日本台風をはじめとした近年の災害に係る教訓を踏まえた対応の反映 等
塩竈市国土強靱化地域計画	R3.6策定	■ 大規模自然災害の発生を想定し、リスクごとの対処対応のみならず、①あらゆるリスクを見据えつつ、②どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような強靱な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげるため、計画を策定
第6次塩竈市長期総合計画	策定中	■ 目指す都市像に対して基本構想を設定し、「まちづくりの目標と方向性」、そして、前期基本計画につながる「施策の柱」を定めることで、施策に着実に取り組むために第5次塩竈市長期総合計画を更新

## ② 各課から挙げた課題

庁内各課を対象に、アンケート調査を実施し、各課が抱えている課題を抽出しました。さらに、アンケート結果から抽出した課題を時系列（災害予防、災害応急、災害復旧・復興）で整理し、地域防災計画に関する課題を明らかにしました。

時間軸	地域防災計画に関する課題	その他の課題
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 担当部署の明確化</li> </ul>	
災害予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 業務実施体制の見直し</li> <li>■ 避難対応の明確化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 水門運用開始に伴う内水対策</li> <li>■ 人手不足の解消</li> <li>■ 関係機関との連携強化</li> <li>■ 災害時に活動を実施するために必要な備蓄品の確保</li> <li>■ 職員の対応能力向上</li> </ul>
災害応急	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 確実な情報伝達方法の確保</li> <li>■ 避難行動要支援者への対応</li> <li>■ 災害廃棄物の処理に必要な場所の確保</li> <li>■ 参集職員の安全確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 一部部署への業務集中</li> <li>■ 応急給水体制の見直し</li> </ul>
災害復旧・復興		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 一部部署への業務集中</li> <li>■ 行政手続きの効率化</li> </ul>

## ③ 町内会から挙げた課題（1/5）

町内会を対象にアンケート調査を実施し、地域防災計画で定められている町内会の取組の実施状況を整理しました。また、各取組に対して町内会が抱えている課題を抽出し、地域防災計画の改訂に関する課題を明らかにしました。

地域防災計画に関する課題のうち、取組を実施できない理由として住民の高齢化による人材不足が最も多く挙げられた。

- 高齢化/若い世代の意識離れによる人材不足（33件）
- 取組を行うための体制・仕組みが整っていない（4件）
- 取組を行う方法がわからない（3件）

上記の課題を踏まえて、町内会が抱える課題として以下を最たるものとして位置づけ、市としての必要な対応（町内会・自主防災組織の運営に対する支援内容の明確化）について地域防災計画への記載を検討する。

- 住民の高齢化による自主防災組織活動の低迷
- 若い世代の防災意識低迷 等

凡例 ■ : 実施率50%以下の取組

No.	地域防災計画に記載されている町内会の取組内容	地域防災計画に関する課題	その他の課題
1	土砂災害の恐れがある場所を把握している	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢化による人材不足</li> <li>■ 把握する体制・仕組みが整っていない</li> <li>■ 専門家がないため</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 経費の準備が町内会には不可能</li> </ul>
2	定期的に地域の危険箇所を点検している	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢化等による人材不足</li> <li>■ 点検する体制・仕組みが整っていない</li> <li>■ 個人財産に関わることから行政と一緒に取組む必要がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 経費の準備が町内会には不可能</li> </ul>
3	防災マップを作成している	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 町内会の予算が少なく、新しい地図や信頼できる資料が確保できない</li> <li>■ 作成する方法がわからない</li> </ul>	

### ③ 町内会から挙がった課題（2/5）

凡例 ■ : 実施率50%以下の取組

No.	取組内容	地域防災計画に関する課題	その他の課題
4	応急活動に必要な資機材の整備・点検・保管	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 備蓄倉庫や保管場所がない</li> <li>■ 体制・仕組みが整っていない</li> <li>■ 資機材を扱える者がいない</li> </ul>	
5	孤立化に備えた飲料水・食料・生活物資等を備蓄している	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢化による人材不足</li> <li>■ 備蓄倉庫や保管場所がない</li> <li>■ 予算の確保が問題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 全世帯分の準備は難しい</li> <li>■ 消費期限等の管理が難しい</li> </ul>
6	避難行動要支援者（高齢者や障がい者等）に関する情報を把握し関係者と共有している	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 把握・共有する体制・仕組みが整っていない</li> <li>■ 個人情報があるため共有できていない</li> <li>■ 高齢化等による人員不足</li> </ul>	
7	避難行動要支援者台帳の作成に協力している	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 要支援未登録者等の把握には、個人情報の壁がある</li> <li>■ 人材不足</li> </ul>	
8	避難行動要支援者に関する避難計画の作成に協力している	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢化等による人材不足</li> <li>■ 避難計画の作成項目が不明</li> <li>■ 要支援未登録者等の把握には、個人情報の壁がある</li> <li>■ 対象者に拒否される</li> </ul>	
9	避難行動要支援者への情報伝達や救助・避難誘導を支援する体制が整っている	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢化による人材不足</li> <li>■ 個人情報の壁がある</li> <li>■ コミュニティ内の放送設備を整備したいが高額なため現状では困難</li> <li>■ 市から提供される要支援者台帳に支援をする方の記載がない</li> </ul>	
10	自主運営避難所を確保し、周知している	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 町内に避難所とするべき場所がない</li> <li>■ 事故発生への対応（保険）が問題</li> <li>■ 方法が分からない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会則に避難所開設の規定がないため</li> </ul>
11	自主運営避難所における課題を把握し、解消を検討している	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自主運営避難所となるような施設がない</li> <li>■ 方法が分からない</li> <li>■ 財政的に集会所の設置ができない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自主運営避難所が決まっていない</li> </ul>
12	毎年6月第2日曜日に開催されている総合防災訓練に参加している		
13	避難訓練を実施している	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 町内会独自の訓練は高齢化のため困難</li> <li>■ 参加者の減少</li> <li>■ 実施内容、準備に問題がある</li> <li>■ 方法が分からない</li> </ul>	
14	市が行う原子力災害防災訓練に参加している	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 原子力災害防災訓練をしている事を知らない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 発生災害を身近に感じることもなく避難に対して感心が薄い</li> </ul>
15	コミュニティ活動を通して防災に対する正しい知識を普及している	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ コミュニティ活動への不参加が多い</li> <li>■ 方法が分からない</li> <li>■ 継続して学ぶ場（研修、講習会等）が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ コロナ禍のため活動機会が少ない</li> </ul>
16	消防用使用機器の使用方法を習得している	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 行政からの講習会の必要性がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 一部のしか習得していない</li> <li>■ 習得する体制、仕組みが整っていない</li> </ul>
17	救出活動及び負傷者などに対する応急手当の方法を習得している	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 行政の支援が必要である</li> <li>■ 具体的に分からない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 一部のしか習得していない</li> <li>■ 習得する体制、仕組みが整っていない</li> </ul>
18	原子力防災知識・行動を熟知している		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 原子力防災知識とは何かが分からない。</li> <li>■ 原子力防災に関する情報が入ってこない</li> <li>■ 一部のしか熟知していない</li> </ul>

### ③ 町内会から挙がった課題 (3/5)

凡例 ■ : 実施率50%以下の取組

No.	取組内容	地域防災計画に関する課題	その他の課題
19	地域内に発生した被害状況の把握及び市へ報告することができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市の連絡先が分からない</li> <li>■ 電話が繋がらないときの連絡方法が不明</li> <li>■ 高齢化等による人材不足</li> <li>■ 報告様式を作成してほしい</li> <li>■ LINE活用ができるかどうか不明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 誰が状況報告すべきか決まりはない</li> </ul>
20	原子力災害時の屋内退避・避難に関する正確な情報を収集することができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 情報の収集先がわからない</li> <li>■ 情報が一部の手段でしか入ってこない</li> <li>■ 原子力についての知識がない</li> <li>■ 原子力災害の手引書がなく、収集できない</li> <li>■ 人材不足</li> </ul>	
21	防災関係機関からの情報を住民に伝達することができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 防災行政無線の音声が聞こえないところが多い</li> <li>■ 高齢化等による人材不足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 人員体制の確保は困難</li> <li>■ 誰が状況報告すべきか決まりはない</li> </ul>
22	地域コミュニティで協力して避難活動を実施できる避難誘導體制ができています	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢化等による人材不足</li> <li>■ 行動に関するハウ・ツーがわからない</li> </ul>	
23	避難情報が発表された場合、住民に周知し、避難誘導を実施することができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢化等による人材不足</li> <li>■ 行動に関するハウ・ツーがわからない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 停電時の周知手段がない</li> <li>■ 災害時の時間帯にもよる</li> </ul>
24	集団避難を心掛けて実施できる	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢化等による人材不足</li> <li>■ 行動に関するハウ・ツーがわからない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 声かけ程度しかできない</li> <li>■ 災害の時間帯にもよる</li> </ul>
25	市が行う要配慮者の避難所への搬送に協力できる	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢化による人材不足</li> <li>■ 要支援者のリストや支援方法を指示してほしい</li> <li>■ 搬送方法（リヤカー等）の確保</li> <li>■ 行動に関するハウ・ツーがわからない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 協力体制が整っていない</li> <li>■ 災害の時間帯にもよる</li> </ul>
26	消火器等を使った初期消火活動を実施し、塩釜地区消防事務組合に通報できる	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢化等による人材不足</li> <li>■ 消火活動の案内をしても参加者が少ない</li> <li>■ 消火器等の不足、設置場所の確保</li> </ul>	
27	緊急救助活動に必要な人員・機材が足りない場合に市に連絡し不足分を確保できる	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市にどのような機材があるかわからない</li> <li>■ 連絡先や搬送体制が分からない</li> <li>■ 高齢化等による人材不足</li> <li>■ 一部の人しか対応できない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 計画はあるが、対応できる自信はない</li> </ul>
28	救急・救助の必要性がある場合、可能な範囲で緊急救助活動を実施し、塩釜消防署等に連絡することができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢化等による人材不足</li> <li>■ 一部の人しか対応できない</li> </ul>	
29	警察、消防職員の行う救急・救助活動に、積極的に協力できる	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢化等による人材不足</li> <li>■ どの程度の活動協力かによる</li> <li>■ 自分のケガ等がこわい</li> <li>■ 一部の人しか対応できない</li> </ul>	
30	負傷者が発生した場合、自らの安全を確保し、救出用資機材を使用して救出活動を実施する	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢化等による人材不足</li> <li>■ 訓練への参加者が少ない</li> <li>■ 救出用資機材がない</li> <li>■ 救出訓練を実施したことがない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 計画はあるが、対応できる自信はない</li> </ul>
31	ガス栓の閉止等の相互呼びかけを行い、点検・確認ができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢化等による人材不足</li> <li>■ 一部の人しか対応できない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各家庭のガス元栓の位置がわからない</li> <li>■ 役員・民生委員と協力が必要であるため</li> </ul>

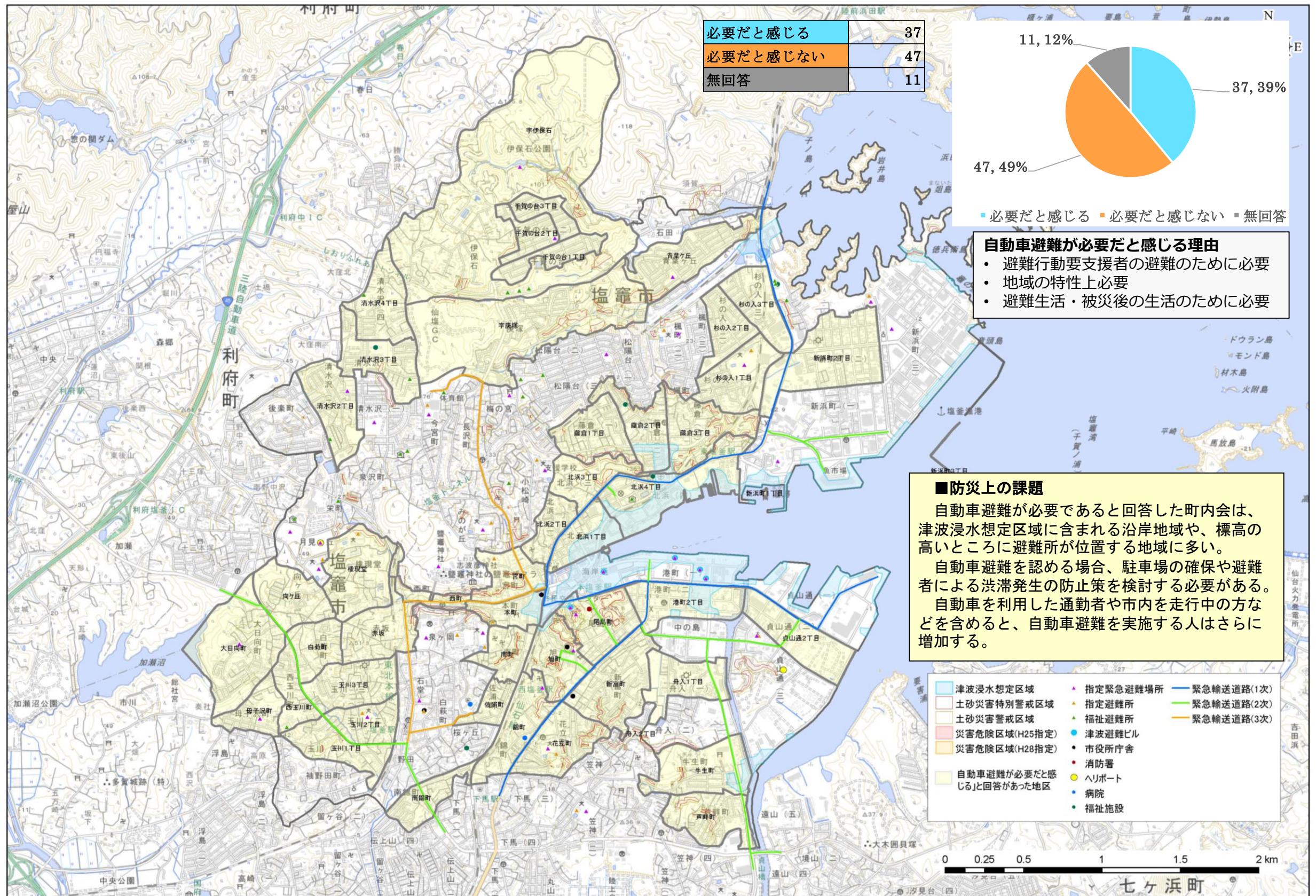
### ③ 町内会から挙がった課題（4/5）

凡例 ■ : 実施率50%以下の取組

No.	取組内容	地域防災計画に関する課題	その他の課題
32	指定避難所における情報の収集・伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等の運営に協力できる	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢化、若い世代の意識離れによる人材不足</li> <li>■ 指定避難所管理者等からの役割分担の指示が必要</li> <li>■ 一部の人がしか対応できない</li> </ul>	
33	学校等教育施設が地域の避難場所、指定避難所になった場合、市の避難所運営に協力できる	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢化、若い世代の意識離れによる人材不足</li> <li>■ 指定避難所管理者等からの役割分担の指示が必要</li> <li>■ 一部の人がしか対応できない</li> </ul>	
34	自主運営避難所の開設・運営・管理を実施することができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自主運営避難所として活用できる場所がない</li> <li>■ 高齢化、若い世代の意識離れによる人材不足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 避難所での事故発生時の対応策が決まっていない</li> </ul>
35	指定避難所等における食料・生活物資を配付することができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢化、若い世代の意識離れによる人材不足</li> <li>■ 一部の人がしか対応できない</li> </ul>	
36	指定避難所の管理者の指導を受けて、防疫に協力することができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢化、若い世代の意識離れによる人材不足</li> <li>■ 防疫に関する知識・経験がなく、方法がわからない</li> <li>■ 一部の人がしか対応できない</li> </ul>	
37	市と連携して災害時における高齢者や要支援者の給水支援の体制を構築することができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢化、若い世代の意識離れによる人材不足</li> <li>■ 給水支援の内容を明記してほしい</li> </ul>	
38	市、社会福祉協議会、民生委員・児童委員が行う在宅の避難行動要支援者の安否確認に協力することができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢化、若い世代の意識離れによる人材不足</li> <li>■ 避難行動要支援者リストの情報共有がない</li> <li>■ 命令系統が異なる複数の安否確認が困難</li> <li>■ 一部の人がしか対応できない</li> </ul>	
39	外国人の被災状況、避難状況に関する情報を収集することができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢化、若い世代の意識離れによる人材不足</li> <li>■ 外国語が使用できない</li> <li>■ 雇用事業者との連携が必要</li> <li>■ 外国人居住者の情報を把握していない</li> <li>■ 一部の人がしか対応できない</li> <li>■ 町内会としては負担が重すぎる</li> </ul>	
40	炊出しを実施することができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢化、若い世代の意識離れによる人材不足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 場所がない</li> <li>■ 食材・車両の確保</li> </ul>
41	給水・救援物資の配布活動に協力することができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 配布の基準と方法を明記してほしい</li> <li>■ 高齢化、若い世代の意識離れによる人材不足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 車両の確保</li> </ul>
42	自主防災活動等に必要な防災資機材の調達を市へ要請することができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市で調達可能な資機材リストがほしい</li> <li>■ 高齢化、若い世代の意識離れによる人材不足</li> <li>■ 一部の人がしか対応できない</li> </ul>	
43	奉仕団を編成している	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 町内会単独では難しい（日赤との関係がない、老人クラブ、氏子会と相談したい）</li> <li>■ 活動自体を明確にする必要があると思われる</li> <li>■ 若い世代の意識離れによる人材不足</li> <li>■ 余裕がなく、協力をお願いすることが難しい</li> </ul>	
44	奉仕団による奉仕活動を実施することができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢化、若い世代の意識離れによる人材不足</li> <li>■ 町内会単独では難しい（老人クラブ、氏子会と相談したい）</li> <li>■ 活動自体を明確にする必要があると思われる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 奉仕団が結成されていない</li> </ul>

### ③ 町内会から挙がった課題 (5/5)

町内会へのアンケートにおいて、「災害時における自動車避難の必要性」について調査しました。「自動車避難が必要だと感じる」と回答した地域は37/95地域 (39%) で、地図上に着色した地域です。

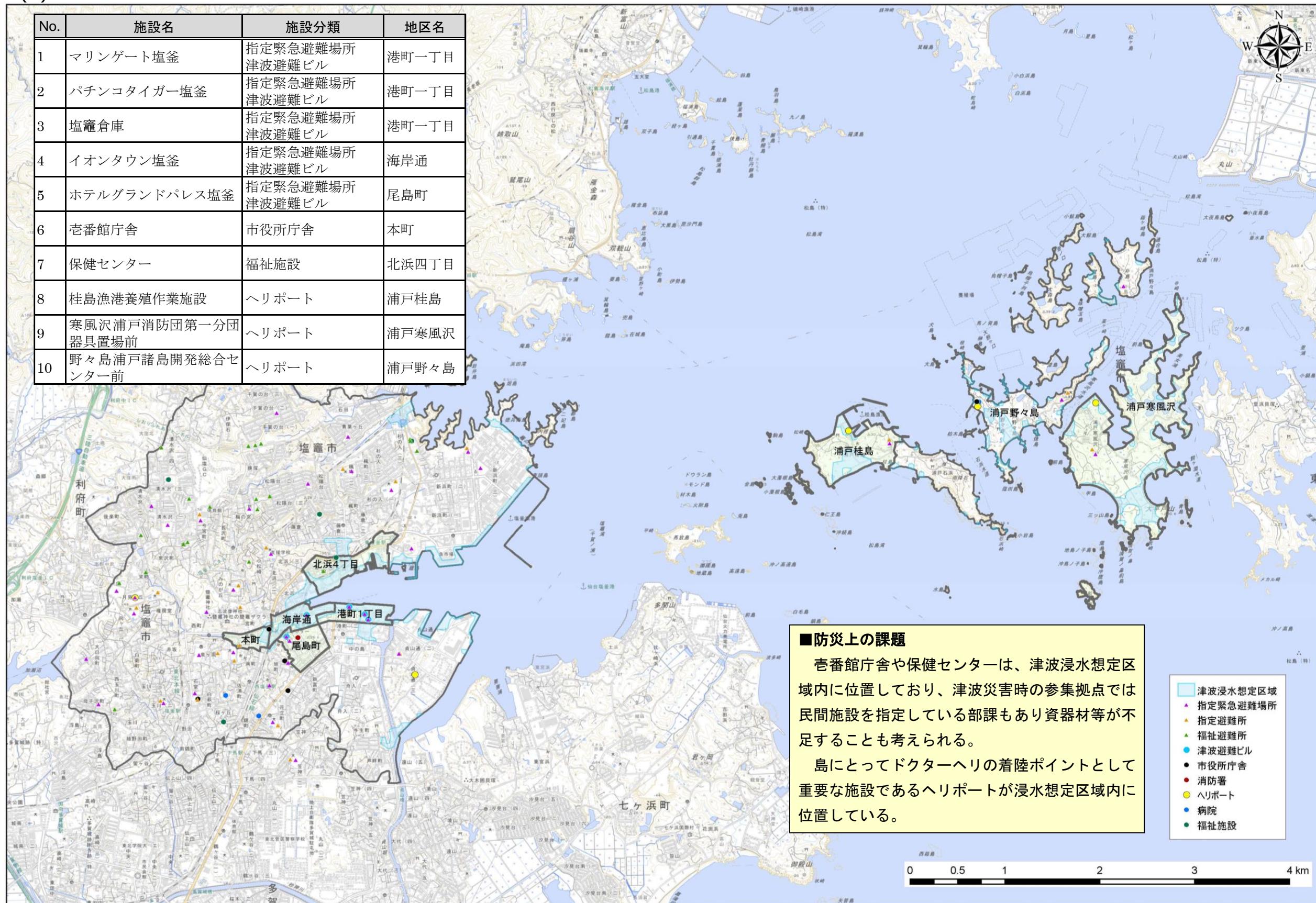


#### ④ 防災関連施設の立地状況に関する課題（1/2）

災害時に重要な役割を果たす防災関連施設（市役所庁舎、ヘリポート等）の被災リスクをGIS上で整理し、防災上の課題を抽出しました。

##### (1) 津波リスクのある防災関連施設

No.	施設名	施設分類	地区名
1	マリゲート塩釜	指定緊急避難場所 津波避難ビル	港町一丁目
2	パチンコタイガー塩釜	指定緊急避難場所 津波避難ビル	港町一丁目
3	塩竈倉庫	指定緊急避難場所 津波避難ビル	港町一丁目
4	イオンタウン塩釜	指定緊急避難場所 津波避難ビル	海岸通
5	ホテルグランドパレス塩釜	指定緊急避難場所 津波避難ビル	尾島町
6	壱番館庁舎	市役所庁舎	本町
7	保健センター	福祉施設	北浜四丁目
8	桂島漁港養殖作業施設	ヘリポート	浦戸桂島
9	寒風沢浦戸消防団第一分団 器具置場前	ヘリポート	浦戸寒風沢
10	野々島浦戸諸島開発総合セ ンター前	ヘリポート	浦戸野々島



# ④ 防災施設の立地状況に関する課題 (2/2)

## (2) 土砂災害リスクのある防災関連施設

No.	施設名	施設分類	地区名	地区名	区域
1	ホテルグランドパレス塩釜	指定緊急避難場所 津波避難ビル	尾島町	尾島町	土砂災害 警戒区域
2	稲荷神社境内	指定緊急避難場所	尾島町	尾島町	土砂災害 警戒区域
3	塩釜消防署	消防署	尾島町	尾島町	土砂災害 警戒区域
4	本庁舎	市役所庁舎	旭町	旭町	土砂災害 特別警戒区域
5	浦戸諸島開発総合センター	市役所庁舎	浦戸野々島	浦戸野々島	土砂災害 警戒区域
6	塩竈市浦戸診療所	病院	浦戸野々島	浦戸野々島	土砂災害 警戒区域
7	市立第二中学校	指定緊急避難場所 指定避難所	楓町二丁目	楓町二丁目	土砂災害 警戒区域
8	市立玉川中学校	指定緊急避難場所 指定避難所	権現堂	権現堂	土砂災害 警戒区域
9	本町公民館	指定避難所	本町	本町	土砂災害 警戒区域
10	市立第三小学校	指定緊急避難場所 指定避難所	花立町	花立町	土砂災害 警戒区域



## 2 塩竈市地域防災計画改訂の観点

これまでの課題を踏まえて、**「法改正等・上位計画の更新を踏まえた改訂」「塩竈市の状況を踏まえた改訂」**を行います。

### A 法改正等・上位計画の更新を踏まえた改訂

- ① 防災関係法令・ガイドラインの改正
  1. 災害対策基本法改正内容等に基づく記載事項
  2. 水防法改正内容等に基づく記載事項
  3. 津波対策の推進に関する法律の改正に基づく記載事項
  4. 土砂災害防止法改正内容等に基づく記載事項
  5. 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律に基づく記載事項
  6. 土砂災害対策基本指針変更内容等に基づく記載事項
  7. 地区防災計画ガイドラインに基づく記載事項
  8. 土砂災害警戒避難ガイドラインに基づく記載事項
  9. 避難情報に関するガイドラインに基づく記載事項
  10. 宮城県津波対策ガイドラインに基づく記載事項
  11. 原子力災害対策指針に基づく記載事項
- ② 上位計画の更新に基づく記載事項
  1. 宮城県地域防災計画（R3.2）
  2. 塩竈市国土強靱化地域計画（R3.6）
  3. 第6次塩竈市長期総合計画（策定中）

### B 塩竈市の状況を踏まえた改訂

- ① 組織変更に伴う所掌事務の整理
- ② 塩竈市が抱える課題への対応
  1. 担当部署の明確化
  2. 業務実施体制の見直し
  3. 避難対応の明確化
  4. 確実な情報伝達方法の確保
  5. 避難行動要支援者への対応
  6. 災害廃棄物の処理に必要な場所の確保
  7. 参集職員の安全確保
  8. 指定避難所や被災リスクのある地域に立地する防災関連施設の見直し
- ③ 町内会が抱える課題への対応
  1. 住民の高齢化による自主防災組織活動の低迷への対応
  2. 若い世代の防災意識向上を図る
  3. 市との連絡体制等の明確化
  4. 自動車避難の対応

等

### 3 塩竈市地域防災計画改訂方針（案）

今回の塩竈市地域防災計画改訂に係る主たる改訂事項（案）を下記に示します。（計画の修正内容に応じて変更になる可能性があります。）

#### A 法改正等・上位計画の更新を踏まえた改訂

##### A-1 災害対策基本法改正内容等に基づく記載事項

- 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策（第1編 第3章 第10節 等）
  - 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対する移動命令、及び運転者不在時等における道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者自らによる車両を移動に関する内容を追記
  - 上記の措置のためやむを得ない場合、道路管理者等は他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分が可能であることについて追記
- 被災都道府県から応援の求めを受けた県から、その区域内の市町村に対して被災市町村への応援を求められることについて記載（第1編 第2章 第19節 等）
- 災害時における円滑かつ迅速な避難の確保（第1編 第3章 第14節 等）
  - 避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直すことについて追記
  - 避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画【避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画】について、作成の努力義務化に関する内容を記載
  - 災害発生のおそれ段階において、市長が居住者等を安全な他の市町村に避難（広域避難）させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とするための規定等の措置に関する内容を記載
- 災害救助法の一部改正（第1編 第3章 第5節 等）
  - 国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用を可能とし、県等が避難所の供与を実施することについて記載

##### A-2 水防法改正内容等に基づく記載事項

- 「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築（第3編 第2章 第1節 等）
  - 洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を市長が把握したときは、これを水害リスク情報（河川が氾濫した場合に浸水が予想されるエリア・水深等の危険情報）として住民へ周知することについて記載
  - 洪水のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び避難訓練実施の義務化について記載

##### A-3 津波対策の推進に関する法律の改正に基づく記載事項

- 津波対策の推進に関する法律の改正（第2編 第2章 第9節）
  - 「津波防災の日」である11月5日が平成27年12月の国連総会決議において「世界津波の日」とされたことも踏まえ、津波防災の日には、津波対策に関する国際協力の推進に資するよう配慮しつつ、その趣旨にふさわしい行事を実施するよう努めることについて記載

青色：宮城県地域防災計画R3.2以降の改正・改定内容  
赤色：関連する地域防災計画の記載箇所

##### A-4 土砂災害防止法改正内容等に基づく記載事項

- 円滑な避難勧告等の発令に資する情報の提供（第3編 第3章 第6節 等）
  - 土砂災害警戒情報の市への通知および一般への周知について記載
  - 避難勧告等の解除に関する市長からの助言の求めに対する国又は県の応答義務について記載
- 避難体制の充実・強化（第3編 第2章 第1節 等）
  - 土砂災害警戒区域について、避難場所・避難経路・避難訓練の実施に関する事項等を記載
  - 土砂災害警戒区域内の社会福祉施設・学校・医療施設等に対する土砂災害警戒情報の伝達等について記載
- 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者の義務（第3編 第2章 第17節 等）
  - 避難確保計画の作成、市による作成支援について記載
  - 避難確保計画の作成・変更を、遅滞なく市長へ報告することについて記載
  - 避難訓練の実施、市による実施支援について記載

##### A-5 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律に基づく記載事項

- 河川法の改正に基づく記載事項（第3編 第2章 第1節 等）
  - 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大（対象河川に市町村管理河川を追加、対象事業に災害で堆積した河川の土石や流木等の排除を追加）について記載
- 水防法の改正に基づく記載事項（第3編 第2章 第1節 等）
  - 想定最大規模の洪水、雨水出水、高潮に対応したハザードマップ作成エリア（浸水想定区域）を、住家等の防御対象のあるすべての河川流域、下水道、海岸に拡大することについて記載
  - 浸水想定区域内の要配慮者施設に係る避難計画や避難訓練に対し、市が助言・勧告を行うことについて記載
- 土砂災害防止法の改正に基づく記載事項（第3編 第2章 第19節 等）
  - 土砂災害警戒区域内の要配慮者施設に係る避難計画や避難訓練に対し、市が助言・勧告を行うことについて記載
- 下水道法の改正に基づく記載事項（第3編 第4章 第2節 等）
  - 下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画に位置付け、整備を加速することについて記載
  - 下水道の樋門等の操作ルールの策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止することについて記載
  - 流域における雨水貯留対策の強化として、認定制度、補助、税制特例、地区計画等を駆使して、官民による雨水貯留浸透施設の整備を推進することについて記載
- 都市緑地法の改正に基づく記載事項（第3編 第2章 第1節 等）
  - 流域における雨水貯留対策の強化として、貯留浸透に資する都市部の緑地を保全し、水害の被害を軽減するグリーンインフラとして活用することについて記載
- 都市計画法の改正に基づく記載事項（第3編 第2章 第1節 等）
  - 流域における雨水貯留対策の強化として、認定制度、補助、税制特例、地区計画等を駆使して、官民による雨水貯留浸透施設の整備を推進することについて記載
  - 地区単位の浸水対策を推進（地域の実情・ニーズに応じたより安全性の高い防災まちづくり、地区計画のメニューに居室の床面の高さや敷地の嵩上げ等を追加）することについて記載
  - 災害時の避難先となる拠点の整備（水災害等の発生時に住民等の避難・滞在の拠点となる施設を都市施設として整備）することについて記載
- 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律の改正に基づく記載事項（第1編 第4章 第3節）
  - 防災集団移転促進事業を拡充し、危険なエリアから安全なエリアへの移転を促進することについて追記

## A-6 土砂災害対策基本指針変更内容等に基づく記載事項

- 土砂災害対策基本指針改定内容（第3編 第3章 第6節 等）
  - ・「避難勧告等」を「避難指示」に、「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に変更
- 要配慮者利用施設の所有者等は、避難確保計画を市長に報告するとともに、計画に基づく避難訓練を実施し、その結果を市長に報告しなければならないことについて記載
- 要配慮者利用施設の所有者等は、避難確保計画の内容を具体的に記載するとともに、定期的に避難訓練を行い、その結果を踏まえて避難確保計画等の見直しを行うことが必要であることについて記載
- 県及び市の関係部局が連携して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施、避難訓練の見直しについて、積極的に支援を行うことについて記載
- 市の関係部局が協力して避難確保計画等における避難体制等を確認し、必要に応じ助言又は勧告を行うことで、要配慮者利用施設におけるより実効性の高い避難の確保を図ることについて記載

## A-7 地区防災計画ガイドラインに基づく記載事項

- 防災意識の向上（第1編 第2章 第12節 等）
  - ・市町村地域防災計画に地区防災計画を規定する方法について追記
  - ・地区防災計画に関する防災訓練の実施・検証について追記

## A-8 土砂災害警戒避難ガイドラインに基づく記載事項（1/2）

- 土砂災害の危険性等の周知（第3編 第2章 第1節 等）
  - ・土砂災害警戒区域、警戒区域に相当する区域、土砂災害危険箇所の住民への周知徹底について追記
  - ・危険な区域、避難場所・避難経路の継続的な周知のためのハザードマップの活用
- 情報の収集（第3編 第3章 第2節 等）
  - ・土砂災害警戒情報、警戒判定メッシュ情報等の収集すべき情報の解説について記載
  - ・地域住民と連携した災害発生やその予兆に関する情報の収集方法の解説について記載
- 情報の伝達（第3編 第3章 第14節 等）
  - ・避難勧告、土砂災害警戒情報等の防災情報を確実に住民へ伝達するため多様な手段の確保について追記
  - ・誰が誰に情報を伝達するか決めておく、着信確認による確実な情報伝達体制の構築について追記
  - ・国、県は、市長が避難勧告等を的確に発令できるよう、メッシュでの危険度情報などきめ細かで分かりやすい情報を提供することについて記載
- 避難勧告・避難指示等の発令・解除（第3編 第3章 第14節 等）
  - ・土砂災害警戒情報発表後、直ちに避難勧告等を発令することを基本とすることについて記載
  - ・土砂災害警戒情報発表の重要性が理解できるようその意味するところの解説を記載
  - ・避難勧告等は発令基準に従い、避難場所の開設の有無によらず躊躇なく発令することについて記載
  - ・土砂災害の避難勧告等で求められる住民の避難行動について具体的に解説を記載
  - ・避難勧告等の発令単位は土砂災害警戒区域を基本とすることについて記載
  - ・降雨後にも、客観的な気象状況や広域での災害情報を住民に正確に提供することについて記載
  - ・土砂災害警戒メッシュ情報や国・県等からの助言の活用について記載
- 安全な避難場所・避難経路の確保（第3編 第2章 第16節 等）
  - ・安全な避難場所・避難経路の設定時の留意事項について解説を記載
  - ・避難場所、避難経路、避難の方向等の例をイメージ図での解説を記載

## A-8 土砂災害警戒避難ガイドラインに基づく記載事項（2/2）

- 要配慮者への支援（第3編 第2章 第19節 等）
  - ・要配慮者利用施設等の管理者が避難計画を策定する際の留意事項について解説を記載
  - ・在宅の要配慮者に対する避難支援体制の確立について追記
- 防災意識の向上（第3編 第2章 第5節 等）
  - ・住民と行政が共通認識を持つためのタイムラインの活用について記載
  - ・実践的で多くの住民が参加する防災訓練の展開について追記
  - ・次世代の地域防災の担い手である児童・生徒への防災教育の推進について追記
  - ・住民参加のハザードマップづくりと地区防災計画制度の活用について追記

## A-9 避難情報に関するガイドラインに基づく記載事項

- 避難情報に関するガイドライン（第3編 第3章 第14節 等）
  - ・避難のタイミングを明確にするため、警戒レベル4の避難勧告と避難指示（緊急）を「避難指示」に一本化
  - ・早期の避難を促すターゲットを明確にするため、警戒レベル3の名称を「高齢者等避難」に見直し
  - ・警戒レベル4 避難指示で、上階への避難や高層階に留まることで安全確保できる住民等に対しては必ずしも立退き避難を求めないこととし、屋内での安全確保も促すことについて記載
  - ・警戒レベル3で高齢者等に避難すべきタイミングである旨を情報提供し、早期避難を呼びかけることについて記載
  - ・「災害が発生するおそれ」の段階で、避難先・避難手段の協議・要請を行うことに関して記載

## A-10 宮城県津波対策ガイドラインに基づく記載事項

- 防災意識の向上（第2編 第3章 第12節 等）
  - ・避難勧告・避難指示の一本化 等

## A-11 原子力災害対策指針に基づく記載事項

- 緊急事態における判断基準の見直し（第4編 第1章 第4節）
  - ・塩竈市が採ることを想定される措置等について修正
- 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域について、記載内容の変更（第4編 第1章 第5節）
  - ・プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA：Plume Protection Planning Aria）についての記載の変更

## A-12 上位計画の更新・策定に基づく記載事項

- 宮城県地域防災計画（R3.2）の記載事項に沿った修正（全編）
- 塩竈市国土強靱化地域計画（R3.6）に基づく追記（第1編 第2章 第10節 等）
- 第6次塩竈市長期総合計画（策定中）に基づく追記（検討予定）

## B 塩竈市の状況を踏まえた改訂

### B-1 市の組織変更に基づく記載事項

- 組織改編（R4.4）に沿った修正（第1編 第3章 第1節 等）部課の統廃合を反映
  - ・ 統廃合に伴う所掌業務の見直し

### B-2 庁内各課へのアンケート調査結果等に基づく記載事項案

- 全編共通
  1. 担当部署の明確化
- 災害予防対策における課題を踏まえた修正
  2. 業務実施体制の見直し
    - ・ 実態に即した事業継続計画の再構築（第1編 第2章 第17節 等）
    - ・ 風水害時における参集基準の見直し（第3編 第2章 第11節 等）
  3. 避難対応の明確化
    - ・ 避難所と自主運営避難所の違いの明確化（第1編 第2章 第23節 等）
    - ・ 自動車避難者の受け入れ対応（第1編 第2章 第24節 等）
    - ・ 想定避難者数を超えた場合の受け入れ対応（第1編 第2章 第24節 等）
    - ・ 津波浸水想定区域に立地する避難施設への支援（第2編 第2章 第24節 等）
- 災害応急対策における課題を踏まえた修正
  4. 確実な情報伝達方法の確保
    - ・ 災害対策本部と避難所間の情報伝達（第1編 第3章 第1節 等）
    - ・ 発災時の通信機能の確保（第1編 第3章 第2節 等）
  5. 避難行動要支援者への対応
    - ・ 公共施設利用中の避難行動要支援者の対応（第1編 第3章 第12節 等）
  6. 災害廃棄物の処理に必要な場所の確保
    - ・ 災害廃棄物仮置き場の確保（第1編 第3章 第20節 等）
    - ・ 災害廃棄物の集積場所の確保（第1編 第3章 第20節 等）
  7. 参集職員の安全確保
    - ・ 津波浸水区域に立地する庁舎への参集（第2編 第3章 第1節）
  8. 指定避難所及び被災リスクのある地域に立地する防災関連施設の見直し（第1編 第2章 第18節 等）
    - ・ 津波浸水区域内の防災関連施設における津波災害に対する安全性の確保
    - ・ 土砂災害警戒区域内の防災関連施設における土砂災害に対する安全性の確保
    - ・ 指定避難所の見直し

※以上の着眼点から改訂内容を具体的に検討予定



津波浸水想定区域に立地する塩竈市役所旧番館庁舎



### B-3 町内会へのアンケート調査結果に基づく記載事項案

- 地域防災計画に定められている44の取組に関するアンケート結果に基づく記載事項の案を、次ページ以降に記載する。
- 災害時における避難方法について、近年の自然災害時における各地の避難事例や塩竈市における最適な避難のあり方を検証し、自動車による避難の位置づけについて検討する。（第1編 第2章 第10節 等）

※上記の着眼点から改訂内容を具体的に検討予定

B-3 町内会へのアンケート調査結果に基づく記載事項案			
No.	地域防災計画に記載されている町内会の取組内容	地域防災計画に関する課題	課題を踏まえた記載事項案
1	土砂災害の恐れがある場所を把握している	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢化による人材不足</li> <li>■ 把握する体制・仕組みが整っていない</li> <li>■ 専門家がないため</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化による自主防災組織活動の低迷を改善する取り組みの推進（近隣地区による合同運営など）（第1編 第2章 第12節 等）</li> <li>・土砂災害の知識を深めるような講習会の実施、専門家派遣による現地での研修会の実施</li> <li>・民有地においては市による土地所有者との町内会間の調整（第3編 第2章 第1節 等）</li> </ul>
2	定期的に地域の危険箇所を点検している	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢化等による人材不足</li> <li>■ 点検する体制・仕組みが整っていない</li> <li>■ 個人財産に関わることから行政と一緒に取組む必要がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化等による自主防災組織活動の低迷を改善する取り組みの推進（近隣地区による合同運営など）危険箇所点検マニュアルの整備</li> <li>・地域コミュニティによる防災マップ作成、防災訓練を活用した危険箇所点検の実施に関する職員派遣（第1編 第2章 第12節 等）</li> </ul>
3	防災マップを作成している	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 町内会の予算が少なく、新しい地図や信頼できる資料が確保できない</li> <li>■ 作成する方法がわからない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ助成事業の周知の継続</li> <li>・防災マップ作成マニュアルの整備 等（第1編 第2章 第12節 等）</li> </ul>
4	応急活動に必要な資機材の整備・点検・保管	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 備蓄倉庫や保管場所がない</li> <li>■ 体制・仕組みが整っていない</li> <li>■ 資機材を扱える者がいない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ助成事業の周知の継続</li> <li>・市職員による体制構築のための支援（なぜ実施できないのかの原因の洗い出し、助言）</li> <li>・地域の自主防災組織と消防団、防災関係機関との連携のさらなる強化に努める（第1編 第2章 第12節 等）</li> </ul>
5	孤立化に備えた飲料水・食料・生活物資等を備蓄している	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢化による人材不足</li> <li>■ 備蓄倉庫や保管場所がない</li> <li>■ 予算の確保が問題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化による自主防災組織活動の低迷を改善する取り組みの推進（近隣地区による合同運営など）</li> <li>・コミュニティ助成事業の周知の継続（第1編 第2章 第12節 等）</li> </ul>
6	避難行動要支援者（高齢者や障がい者等）に関する情報を把握し関係者と共有している	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 把握・共有する体制・仕組みが整っていない</li> <li>■ 個人情報があるため共有できていない</li> <li>■ 高齢化等による人員不足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報取り扱い規定の明確化</li> <li>・高齢化等による自主防災組織活動の低迷を改善する取り組みの推進（近隣地区による合同運営など）（第1編 第2章 第23節 等）</li> </ul>
7	避難行動要支援者台帳の作成に協力している	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 要支援未登録者等の把握には、個人情報の壁がある</li> <li>■ 人材不足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報取り扱い規定の明確化</li> <li>・自主防災組織活動の低迷を改善する取り組みの推進（近隣地区による合同運営など）（第1編 第2章 第26節 等）</li> </ul>
8	避難行動要支援者に関する避難計画の作成に協力している	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢化等による人材不足</li> <li>■ 避難計画の作成項目が不明</li> <li>■ 要支援未登録者等の把握には、個人情報の壁がある</li> <li>■ 対象者に拒否される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化等による自主防災組織活動の低迷を改善する取り組みの推進（近隣地区による合同運営など）（第1編 第2章 第12節 等）</li> <li>・避難計画に関する作成項目の明確化</li> <li>・個人情報取り扱い規定の明確化</li> <li>・支援対象者への共助（支援を受け早期に避難することは支援者側の二次災害の防止につながる、など）の必要性の周知（第1編 第2章 第23節 等）</li> </ul>
9	避難行動要支援者への情報伝達や救助・避難誘導を支援する体制が整っている	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢化による人材不足</li> <li>■ 個人情報の壁がある</li> <li>■ コミュニティ内の放送設備を整備したいが高額なため現状では困難</li> <li>■ 市から提供される要支援者台帳に支援をする方の記載がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化による自主防災組織活動の低迷を改善する取り組みの推進（近隣地区による合同運営など）</li> <li>・コミュニティ助成事業の周知（第1編 第2章 第12節 等）</li> <li>・避難計画に関する作成項目の明確化（第1編 第2章 第23節 等）</li> <li>・個人情報取り扱い規定の明確化（第1編 第2章 第26節 等）</li> </ul>

No.	地域防災計画に記載されている町内会の取組内容	地域防災計画に関する課題	課題を踏まえた記載事項案
10	自主運営避難所を確保し、周知している	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 町内に避難所とするべき場所がない</li> <li>■ 事故発生への対応（保険）が問題</li> <li>■ 方法が分からない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ助成事業の周知</li> <li>・自主防災組織の運営に関するマニュアル等の整備 (第1編 第2章 第12節 等)</li> <li>・自主運営避難所での事故発生時に対する備えの整備 (第1編 第2章 第23節 等)</li> </ul>
11	自主運営避難所における課題を把握し、解消を検討している	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自主運営避難所となるような施設がない</li> <li>■ 方法が分からない</li> <li>■ 財政的に集会所の設置ができない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ助成事業の周知の継続 (第1編 第2章 第12節 等)</li> <li>・避難訓練等の実施による課題の把握 (第1編 第2章 第23節 等)</li> </ul>
12	毎年6月第2日曜日に開催されている総合防災訓練に参加している	(特になし)	
13	避難訓練を実施している	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 町内会独自の訓練は高齢化のため困難</li> <li>■ 参加者の減少</li> <li>■ 実施内容、準備に問題がある</li> <li>■ 方法が分からない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化等による自主防災組織活動の低迷を改善する取り組みの推進 (近隣地区による合同運営など)</li> <li>・避難訓練の実施内容や準備についての助言</li> <li>・避難訓練の実施方法についての説明会等の開催 (第1編 第2章 第12節 等)</li> </ul>
14	市が行う原子力災害防災訓練に参加している	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 原子力災害防災訓練をしている事を知らない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害に関する防災訓練実施の周知、参加の呼びかけ (第4編 第2章 第17節 等)</li> </ul>
15	コミュニティ活動を通して防災に対する正しい知識を普及している	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ コミュニティ活動への不参加が多い</li> <li>■ 方法が分からない</li> <li>■ 継続して学ぶ場（研修、講習会等）が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ活動による防災知識普及の好事例の周知、参加呼びかけ (第1編 第2章 第12節 等)</li> </ul>
16	消防用使用機器の使用方法を習得している	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 行政からの講習会の必要性がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防用使用機器の使用方法を学ぶための講習会等の開催 (第1編 第2章 第12節 等)</li> </ul>
17	救出活動及び負傷者などに対する応急手当の方法を習得している	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 行政の支援が必要である</li> <li>■ 具体的に分からない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講習会実施に向けた支援として、講師派遣等に関する仕組み作り (第1編 第2章 第12節 等)</li> </ul>
18	原子力防災知識・行動を熟知している	(特になし)	
19	地域内に発生した被害状況の把握及び市へ報告することができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市の連絡先が分からない</li> <li>■ 電話が繋がらないときの連絡方法が不明</li> <li>■ 高齢化等による人材不足</li> <li>■ 報告様式を作成してほしい</li> <li>■ LINE活用ができるかどうか不明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の連絡先の明確化</li> <li>・電話以外の連絡手段について明確化</li> <li>・高齢化等による自主防災組織活動の低迷を改善する取り組みの推進 (近隣地区による合同運営など) (第1編 第2章 第12節 等)</li> </ul>
20	原子力災害時の屋内退避・避難に関する正確な情報を収集することができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 情報の収集先がわからない</li> <li>■ 情報が一部の手段でしか入ってこない</li> <li>■ 原子力についての知識がない</li> <li>■ 原子力災害の手引書がなく、収集できない</li> <li>■ 人材不足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正確な情報の収集方法の明確化 (第4編 第3章 第5節 等)</li> <li>・自主防災組織活動の低迷を改善する取り組みの推進 (近隣地区による合同運営など) (第1編 第2章 第12節 等)</li> </ul>
21	防災関係機関からの情報を住民に伝達することができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 防災行政無線の音声が聞こえないところが多い</li> <li>■ 高齢化等による人材不足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線の聞こえ方を点検するとともに、防災行政無線に頼らない多様な伝達手段の活用</li> <li>・高齢化等による自主防災組織活動の低迷を改善する取り組みの推進 (近隣地区による合同運営など) (第1編 第2章 第12節 等)</li> </ul>
22	地域コミュニティで協力して避難活動を実施できる避難誘導體制ができている	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢化等による人材不足</li> <li>■ 行動に関するハウ・ツーがわからない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化等による自主防災組織活動の低迷を改善する取り組みの推進 (近隣地区による合同運営など)</li> <li>・自主防災組織の運営に関するマニュアル等の整備 (第1編 第2章 第12節 等)</li> </ul>

No.	地域防災計画に記載されている町内会の取組内容	地域防災計画に関する課題	課題を踏まえた記載事項案
23	避難情報が発表された場合、住民に周知し、避難誘導を実施することができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢化等による人材不足</li> <li>■ 行動に関するハウ・ツーがわからない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団による支援など協力体制の明確化</li> <li>・自主防災組織の運営や活動に関するマニュアル等の整備 (第1編 第2章 第12節 等)</li> </ul>
24	集団避難を心掛けて実施できる	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢化等による人材不足</li> <li>■ 行動に関するハウ・ツーがわからない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団による支援など協力体制の明確化</li> <li>・自主防災組織の運営や活動に関するマニュアル等の整備 (第1編 第2章 第12節 等)</li> </ul>
25	市が行う要配慮者の避難所への搬送に協力できる	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢化による人材不足</li> <li>■ 要支援者のリストや支援方法を指示してほしい</li> <li>■ 搬送方法（リヤカー等）の確保</li> <li>■ 行動に関するハウ・ツーがわからない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化による自主防災組織活動の低迷を改善する取り組みの推進（近隣地区による合同運営など）</li> <li>・避難行動要支援者リストの提供に関する市と町内会との協定締結等</li> <li>・要配慮者の避難所への搬送に関する協力内容の明確化 等 (第1編 第3章 第15節 等)</li> </ul>
26	消火器等を使った初期消火活動を実施し、塩釜地区消防事務組合に通報できる	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢化等による人材不足</li> <li>■ 消火活動の案内をしても参加者が少ない</li> <li>■ 消火器等の不足、設置場所の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化等による自主防災組織活動の低迷を改善する取り組みの推進（近隣地区による合同運営など）</li> <li>・消火活動の取り組みに関する周知</li> <li>・コミュニティ助成事業の周知の継続 等 (第1編 第3章 第9節 等)</li> </ul>
27	緊急救助活動に必要な人員・機材が足りない場合に市に連絡し不足分を確保できる	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市にどのような機材があるかわからない</li> <li>■ 連絡先や搬送体制がわからない</li> <li>■ 高齢化等による人材不足</li> <li>■ 一部のしか対応できない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援内容の明確化</li> <li>・連絡窓口や連絡方法の明確化 (第1編 第3章 第7節 等)</li> <li>・高齢化等による自主防災組織活動の低迷を改善する取り組みの推進（近隣地区による合同運営など） (第1編 第2章 第12節 等)</li> </ul>
28	救急・救助の必要性がある場合、可能な範囲で緊急救助活動を実施し、塩釜消防署等に連絡することができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢化等による人材不足</li> <li>■ 一部のしか対応できない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化等による自主防災組織活動の低迷を改善する取り組みの推進（近隣地区による合同運営など） (第1編 第2章 第12節 等)</li> <li>・連絡窓口や連絡方法の明確化 (第1編 第3章 第7節 等)</li> </ul>
29	警察、消防職員の行う救急・救助活動に、積極的に協力できる	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢化等による人材不足</li> <li>■ どの程度の活動協力かによる</li> <li>■ 自分のケガ等がこわい</li> <li>■ 一部のしか対応できない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化等による自主防災組織活動の低迷を改善する取り組みの推進（近隣地区による合同運営など） (第1編 第2章 第12節 等)</li> <li>・救急・救助活動に対する協力内容の明確化</li> <li>・安全に配慮した救急・救助活動への協力 (第1編 第3章 第7節 等)</li> </ul>
30	負傷者が発生した場合、自らの安全を確保し、救出用資機材を使用して救出活動を実施する	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢化等による人材不足</li> <li>■ 訓練への参加者が少ない</li> <li>■ 救出用資機材がない</li> <li>■ 救出訓練を実施したことがない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化等による自主防災組織活動の低迷を改善する取り組みの推進（近隣地区による合同運営など）</li> <li>・防災訓練実施の周知、参加の呼びかけ</li> <li>・コミュニティ助成事業の周知の継続 (第1編 第2章 第12節 等)</li> </ul>
31	ガス栓の閉止等の相互呼びかけを行い、点検・確認ができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢化等による人材不足</li> <li>■ 一部のしか対応できない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化等による自主防災組織活動の低迷を改善する取り組みの推進（近隣地区による合同運営など） (第1編 第2章 第12節 等)</li> </ul>
32	指定避難所における情報の収集・伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等の運営に協力できる	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢化、若い世代の意識離れによる人材不足</li> <li>■ 指定避難所管理者等からの役割分担の指示が必要</li> <li>■ 一部のしか対応できない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所運営に関する協力内容の明確化 (第1編 第3章 第18節 等)</li> </ul>
33	学校等教育施設が地域の避難場所、指定避難所になった場合、市の避難所運営に協力できる	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢化、若い世代の意識離れによる人材不足</li> <li>■ 指定避難所管理者等からの役割分担の指示が必要</li> <li>■ 一部のしか対応できない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所運営に関する協力内容の明確化 (第1編 第3章 第22節 等)</li> </ul>
34	自主運営避難所の開設・運営・管理を実施することができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自主運営避難所として活用できる場所がない</li> <li>■ 高齢化、若い世代の意識離れによる人材不足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ助成事業の周知 (第1編 第2章 第12節 等)</li> </ul>

No.	地域防災計画に記載されている町内会の取組内容	地域防災計画に関する課題	課題を踏まえた記載事項案
35	指定避難所等における食料・生活物資を配付することができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢化、若い世代の意識離れによる人材不足</li> <li>■ 一部の人が対応できない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化等による自主防災組織活動の低迷を改善する取り組みの推進（近隣地区による合同運営など）（第1編 第2章 第12節 等）</li> </ul>
36	指定避難所の管理者の指導を受けて、防疫に協力することができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢化、若い世代の意識離れによる人材不足</li> <li>■ 防疫に関する知識・経験がなく、方法がわからない</li> <li>■ 一部の人が対応できない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防疫に関する知識の普及（第1編 第3章 第18節 等）</li> </ul>
37	市と連携して災害時における高齢者や要支援者の給水支援の体制を構築することができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢化、若い世代の意識離れによる人材不足</li> <li>■ 給水支援の内容を明記してほしい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給水支援内容の明確化（第1編 第2章 第25節 等）</li> </ul>
38	市、社会福祉協議会、民生委員・児童委員が行う在宅の避難行動要支援者の安否確認に協力することができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢化、若い世代の意識離れによる人材不足</li> <li>■ 避難行動要支援者リストの情報共有がない</li> <li>■ 命令系統が異なる複数の安否確認が困難</li> <li>■ 一部の人が対応できない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者リストの提供に関する市と町内会との協定締結等</li> <li>・在宅避難行動要支援者の安否確認の一元化（第1編 第3章 第15節 等）</li> <li>・自主防災組織の運営や活動に関するマニュアル等の整備（第1編 第2章 第12節 等）</li> </ul>
39	外国人の被災状況、避難状況に関する情報を収集することができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢化、若い世代の意識離れによる人材不足</li> <li>■ 外国語が使用できない</li> <li>■ 雇用事業者との連携が必要</li> <li>■ 外国人居住者の情報を把握していない</li> <li>■ 一部の人が対応できない</li> <li>■ 町内会としては負担が重すぎる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災・避難状況確認用の災害時多言語表示シート等の整備</li> <li>・市や外国人雇用時業者との連携</li> <li>・外国人居住者との交流を深めるためのコミュニティ活動の推進（第1編 第3章 第15節 等）</li> </ul>
40	炊出しを実施することができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢化、若い世代の意識離れによる人材不足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化等による自主防災組織活動の低迷を改善する取り組みの推進（近隣地区による合同運営など）（第1編 第2章 第12節 等）</li> </ul>
41	給水・救援物資の配布活動に協力することができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 配布の基準と方法を明記してほしい</li> <li>■ 高齢化、若い世代の意識離れによる人材不足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配布基準・方法の明確化（第1編 第2章 第12節 等）</li> </ul>
42	自主防災活動等に必要な防災資機材の調達を市へ要請することができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市で調達可能な資機材リストがほしい</li> <li>■ 高齢化、若い世代の意識離れによる人材不足</li> <li>■ 一部の人が対応できない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調達可能な資機材の明確化（第1編 第3章 第23節 等）</li> <li>・自主防災組織の運営や活動に関するマニュアル等の整備（第1編 第2章 第12節 等）</li> </ul>
43	奉仕団を編成している	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 町内会単独では難しい（日赤との関係がない、老人クラブ、氏子会と相談したい）</li> <li>■ 活動自体を明確にする必要があると思われる</li> <li>■ 若い世代の意識離れによる人材不足</li> <li>■ 余裕がなく、協力をお願いすることが難しい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の組織との協力体制の明確化</li> <li>・活動内容及び活動を実施する基準の明確化（第1編 第3章 第23節 等）</li> </ul>
44	奉仕団による奉仕活動を実施することができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢化、若い世代の意識離れによる人材不足</li> <li>■ 町内会単独では難しい（老人クラブ、氏子会と相談したい）</li> <li>■ 活動自体を明確にする必要があると思われる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の組織との協力体制の明確化</li> <li>・活動内容及び活動を実施する基準の明確化（第1編 第3章 第23節 等）</li> </ul>